
＜小児科のかかりつけ医＞としての 取り組みをわかりやすく説明します

- 1) 何か症状があれば、まずは当院をかかりつけとして受診していただくことになります。
- 2) 特に専門的な診療の必要がない程度の皮膚科疾患、耳鼻科疾患、眼科疾患、整形外科的疾患なども誠心誠意診療いたしますので、ご安心ください。
- 3) 耳鼻科や眼科など、小児科以外に通院中の方は、そのまま診療を継続してください。
- 4) 必要に応じて専門的な医療を要すると判断した場合は、紹介などを行います。
- 5) 乳幼児健診などで、発達段階に応じた助言・指導などを行います。
- 6) ワクチンを接種し、接種の時期についての相談・助言を行います。
- 7) この制度は、登録された患者様を、他の患者様よりも優先して診療させていただくものではありませんのでご了承ください。
- 8) かかりつけ医は1医療機関のみとなります。転居されるなど、他の医療機関をかかりつけ医とされる場合は、必ずご連絡ください。
- 9) けいれんが止まらない、意識障害、呼吸困難など、直ちに医療的措置が必要な場合は、救急車の要請や救急病院の受診をお勧めします。
- 10) 当院への連絡は、小児科直通電話 0985-24-6575にお電話ください。当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の小児科救急電話相談などにご相談ください。

- 小児科救急電話相談 #8000（毎日19時から翌朝8時まで対応）
（ダイヤル回線、公衆電話、IP電話などで短縮番号を利用できない場合は
TEL 0985-35-8855 へおかけください）
- 宮崎市夜間急病センター小児科（毎日19時から翌朝7時まで対応）
TEL 0985-29-0119